明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○特別交付税に関する省令の一部を改正する省令（総務六一）　一

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二三
特殊法人等
国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、企業年金基金変更関係　一五
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　一五
会社その他
会社決算公告　一五

省令

○総務省令第六十一号

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十五条第一項及び第二項の規定に基づき、特別交付税に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十二月十一日

総務大臣　高市　早苗